

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和三十年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「施設事務費月別収入支出状況内訳書」を「保護施設事務費月別収入支出状況内訳書」に改める。

第三十七号様式中「施設事務費月別収入支出状況内訳書」を「保護施設事務費月別収入支出状況内訳書」に改める。

第三十八号様式中

「施設事務費及び委託事務費」				
()	()	()	()	()

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

「 」を					
保護施設事務費					
委託事務費					
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

に、同様式の注3中「施設事務費」を「保護施設事務費」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。